

令和6年9月  
丸亀市農業委員会定例総会  
議事録

令和6年9月20日開会

丸亀市農業委員会

## 令和6年9月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年9月20日（金） 午前9時30分～午前10時40分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 41人

農業委員 13人

1. 大西 貴久	5. 平山 康生	10. 小松 和貴子	16. 松下 孝江
2. 田中 浩信	7. 山根 三枝子	13. 竹田 久義	
3. 尾野 弘季	8. 富田 等	14. 松永 哲夫	
4. 内田 久夫	9. 牛田 均	15. 尾崎 義美	

農地利用最適化推進委員 28人

1. 元木 繁雄	8. 戸張 正典	16. 横山 隆一	24. 竹林 隆
2. 西山 孝	9. 宮前 千代秋	17. 田中 正隆	25. 古竹 義弘
3. 廣瀬 義文	10. 山口 好則	18. 宮武 俊博	26. 村山 雅美
4. 一本松 学	11. 須藤 誠一	19. 喜來 聖則	27. 徳永 善史
5. 斎藤 純子	13. 大野 忠志	20. 新居 勉	28. 竹林 俊一
6. 坂井 清照	14. 高木 久義	21. 山本 清秀	29. 山本 敏一
7. 守家 祥司	15. 田羅間 勲	22. 深井 正隆	30. 三谷 孝治

欠席委員 5人

農業委員 3人

6. 和泉 弘美	11. 竹内 章雄	12. 松永 哲之
----------	-----------	-----------

農地利用最適化推進委員 2人

12. 大西 浩	23. 佐藤 久男
----------	-----------

農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二

事務局次長 大西 良明

主査 佐々木武志

主査 中山 弘美

主任 宮内 隆匡

## 議事日程

### 農政に関する議題

#### 1. 令和7年度

丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）について

#### 2. その他

### 報 告

#### 1. 定例農家相談会の開催結果について

#### 2. その他

### 土地に関する議題

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議案第49号 非農地証明願について

議案第50号 農地改良に係る届出について

議案第51号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### その他

●事務局長（谷本孝二君）

おはようございます。定刻が参りましたので令和6年9月農業委員会定例総会の方を開催させていただけたらと思います。本日は資料として、机の上に置かしていただいているが、総会の次第、農政情報、土地目録、図書目録、あと、普及センターだよりを置かせていただいている。ご確認ください。それでは開会をさせていただけたらと思います。あと進行につきましては松永会長の方でよろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。もうお彼岸だというのに、涼しくならなくて、まだ猛暑は続いておりますけど、あと2、3日したら、少しは涼しくなるかもわかりません。実は昨日地元の会があったときに、知らされたのですが、先月の会のときも申し上げたお米の話です。JAの買取価格が16,620円。一等米、おいでまい、或いはコシヒカリ。それをまた3,000円アップしたようです。19,620円で、JAが概算払いするようでございます。そういったことは、生産者にとってはいいお話なですが、消費者にとっては多少高くなるかわかりませんけど。いずれにしても2万円近い買取価格となります。そんな情報がありましたので一応お知らせしたいと思います。今日は例会でございますので、通常のいろんな案件を審議させていただきますのでどうぞよろしくお願ひいたします。本日の出席委員は、13名で過半数の方が出席いただきますので総会が成立しております。本日の議事録署名委員は、1番大西委員さんと2番田中委員さんにお願いいたします。それでは農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。農政に関する議題でございます。1つ目といたしまして、令和7年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）について、議題2といたしましてその他でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

農政に関する議題の1番 令和7年度農地等利用の最適化の推進に関する意見案について事務局で

説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。それでは事前にお送りしております、令和7年度農地等利用の最適化の推進に関する意見案という資料をご覧ください。5月ごろに委員の皆様に改善意見を提出していただき、県宛には6月の総会で審議し、農業会議に提出しました。今回は市宛に提出する改善意見につきまして、9月10日に役員会で協議し、ご覧の通り意見案を取りまとめました。この意見は、本日承認をいただきましたら、来月の総会終了後に市長及び市議会議長に提出する予定でございます。内容についてですが、例によって、農業委員会の三大業務とその他の計4項目に分けて記載をしております。読み上げと簡単な説明をいたします。表紙をめくっていただいて、1ページ目、前書きの部分は時間の関係で割愛します。2ページ目1番担い手の育成、担い手への農地利用集積・集約化についてということで、ここでは、地域計画に関する事。すなわち、新たな農地の貸借の仕組みについてということになろうかと思います。現時点、まだ関係機関との調整が続いております。先日局長からもお話がありましたように、貸手と借手の調整は、推進委員さんにもご協力いただきお話も出てきているということですけれども、この地域計画における目標地図の修正に伴う地域計画の変更等の対応も含め、農業者に混乱が生じないように、連携して取り組まなければならぬということで、以下2点を要望いたします。（1）地域計画策定後には、目標地図の見直し等頻繁な計画変更が生じることが予想される。地域計画変更の際の事務手続き、また、農用地利用集積促進計画に基づく貸借においては、農業者に過度な負担が生じないように、農地機構、市、農業委員会等関係機関がデータ共有を図り、関係書類のやり取りがスムーズに実施できるよう調整されたい。（2）地域計画策定時における当初の目標地図では、将来の耕作者を定められない空白農地が多数出てくると思われる。農地の利用調整を図り、貸借を促進するために、地域計画の進行管理については、関係機関が協力する体制の構築に対する支援をお願いしたい、ということです。（1）は県宛にも要望した内容です。地域計画は1回策定したら終わりではなく、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要ですので、貸手と借手の調整など、継続的に取り組み、隨時見直しを行っていく必要があります。計画策定後の進行管理については、関係機関と協力しておこなって参りましょうという内容です。3ページをお開きください。2番遊休農地

等の発生防止解消についてです。老朽化等による農業機械の故障で、云々とあります。この前半の部分の説明ですけれども、県向けの改善意見では、また同じような要望いたしましたが、核となる扱い手以外への農業機械に対する補助について、市向けの意見では特に、以前お話にも出ました修理費の一部助成について要望いたしたいと思います。以下の項目を要望する部分の（1）のところですけれども、新たに、多様な農業人材経営計画認定制度が設けられ、核となる扱い手以外でも、兼業農家など意欲のある農業者であれば、新たな営農用機械、施設の導入支援を受けられるようになりましたが、故障や劣化による修理費用に対してもその一部について、市単独で補助をお願いしたいというものです。ちなみに農業会議は、県に提出した意見の中では新品だけではなく、中古やリースも補助対象に加えるように要望されたという内容になっておるようです。説明書きの2つ目のところですけれども、農業廃止や耕作放棄地を相続した場合の今後の農地利用について、借手が見つかからず遊休農地の解消が進まない。地域の扱い手として、耕作不適な農地でも借り受けせざるをえず、維持管理だけでも大変な負担を強いられている。これに対して、要望のところの（2）です。耕作条件の悪い遊休農地を借り受けた場合について、6年度に創設された耕作放棄地解消事業費補助金要綱を改正し、耕作者が維持管理等に係る持続的費用の一部補助についても盛り込まれたいというような内容にしております。保全管理、雑草除去などの作業については、県の事業で、農業支援グループなど、そういう制度がありますけど、これも複数回実施した場合でも、補助は1圃場で1回のみという制限があつたりします。耕作条件の悪い農地を誰かが継続的に保全管理していかなければならぬということで、地域農業を支えている扱い手に対してですね、何らかの補助ができるか、要綱の改正も含め、検討を求めるものです。続いて4ページをお開きください。3番農業への新規参入等の促進についてです。農業従事者の高齢化、減少が進行する中、新規就農者の一層の確保、育成と定着への取り組み強化が重要であると。新規就農しても農業経営が軌道に乗らなかつたり、地域に馴染めなかつたりして辞めてしまうケースもありますので、地域全体でサポートしていく必要があるということで、以下の項目を要望します。（1）のところですが、地域単位で新規就農者等の定期的な意見交換、交流の場の開設又は新規就農後、数年程度は、農業関係機関団体との連携、役割分担により定期訪問し、様々な経営課題を解決するサポート体制を構築されたいということで、これも農業会議から県への意見書の中にも同様の内容が含まれております。独立就農直後から様々な課題に直面する

と思いますが、周囲の助言や支援によって乗り越え定着へと進むということになりますので、地域農業者や関係機関、団体の支援体制の構築が不可欠ということでこのような要望をいたします。最後に 5 ページをお開きください。その他といたしまして、丸亀市の農業を将来にわたり維持、発展させるため様々な障害の克服や新たな試みが必要になるということで、以下の 3 点を要望いたします。(1) 高齢化による農業従事者の減少により、井出ざらい等の出役が年々少なくなり作業が大変である。非農家を含めた地域住民の共同活動で地域環境を守るという意識改革を促し、多面的機能支払交付金制度などを活用し、地域共有の財産である農業用施設等の保全管理を協働で行う組織づくりを積極的に推進されたいということで、井出ざらい等の人員不足について、どうにかならないのかという意見が多数ございました。解決策の 1 つとして外注はできないのかとかいうご提案もございましたが、今回は、この交付金制度などを活用した地域の活動組織の充実化とか、或いは広域化による組織の強化によって、人員の確保を図り活動体制を整備していくような体制を推進していただきたいというような内容にしております。(2) レクリエーションや生きがい、健康づくりとしての農業、また、生徒、児童の体験学習の場として様々な目的で小規模農地の需要が見込まれている。今後、担い手による営農が見込めない耕作放棄地の多様な農地利用の 1 つとして、市民農園や体験農園などの活用可能性について調査研究をされたい、ということです。当初、ご意見では、宅地造成に付随した非農家向けの農園整備ができないかというようなご提案がございましたが、農地の所有、貸借の制限、管理責任など法的に難しい問題がありましたので、ちょっとご覧のような要望にいたしました。下限面積要件廃止後、3 条申請の中にも見受けられますが、事実、小規模農地の需要が多くありますので、耕作放棄地の活用方法の 1 つとして、市民農園など様々な形態がありますけれども、そういうのを利用する方法について考えていただけないかと、調査研究をお願いしたいというような内容です。(3) 水田活用直接支払交付金制度における水田要件が厳格化されたことに伴い農業者に対し、制度の理解とその対応について、様々な機会を捉え、きめ細やかな周知に努められたい。また、非交付対象水田化による遊休農地の増加につながらぬよう、麦などの支援交付金の制度化についても検討するよう、国、県へ要請されたいということで、この制度の厳格運用につきましては、県向けの改善意見としても要望しております。またチラシ、パンフ、各会議、地域の集まりなど、あらゆる機会で周知されて徐々に理解が進んでいっているようですが、相変わらず問い合わせも続いている状況ですの

で、引き続き、理解の浸透に努めていきたいというものです。以上の内容を提案したいと思います。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたですけども、この件につきましての皆さんのご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

すいません。2番の遊休農地等の発生防止解消についての2点目の分ですけども、耕作条件の悪い遊休農地を借り受けた場合について、6年度に創設された耕作放棄地解消事業費補助金要綱を改正し、耕作者が維持管理等に係る持続的費用の一部補助について盛り込まれたいということで、耕作放棄地解消事業費補助金要綱10アール当たり上限24,000円補助となっておりますけれども、耕作放棄で一番今困っているのが、隣接農地へ木の枝とか葛が出てきて、非常に困っているのが現状です。そして、去年でしたかね、令和5年4月に、そういう木枝とか出てきている分を切ったりすることについて、所有者に通告して切ってもええという法律改正になったと思うんですけども、それにもですね、隣接農地の方が切るにしてもお金が要りますよね。それは相当なお金がいると思うんです。そのあたりを十分な予算を取ってあげてほしい。耕作放棄地自体はもう多分農地には戻らないと思うんです。そこで、税務課のことはよくわからないんですけども、耕作放棄地は、普通の農地の固定資産の1.8倍課税ですよね。こういうことはやられておるんでしょうか実際、局長どうなんですかね。

●事務局長（谷本孝二君）

税務課の方に毎年報告はさせていただいているが、プラス課税しているのは多分ないと思います。山口委員さんがおっしゃったように周りに与える影響っていうのは大きいんですけど、なかなか個人の財産の部分は先月も申し上げましたが、農地法第2条で自ら保全するっていうふうになっていますので、他の人が刈るのでそこにお金出すっていうのはなかなか難しいのかなと。今回提案させていただいているのは、遊休農地を6年以上借り入れた方に24,000円というのがあるんですが、その2年目3年目も、またどうしても普通の農地を借りたときよりは、草の管理とか手間がかかるので継続的に耕作ができるようにというような形の思いで、今回の要望書を作らさ

していただいているので、あと、その周りとかっていうのもすごくご意見としてわかるんですが、法令とかに照らし合わせたときに、なかなか補助制度が組みにくいくらいっていうのが現状でございますので、ご理解をいただけたらと思います。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

いわゆる税金の関係はね、やっぱり分かって切らないです。地権者の方が言っても、一遍ぐらいは切るけど、すぐ伸びてきて抜本的な伐採してないので税金でももっと高く取り上げるとか、そのあたりをもっとこう改革していかないといけないのかなと私は思ふんです。遊休農地自体は、24,000円ぐらいあつたら草刈を十分できますんで、できるけども、これは耕作放棄地というのは、やっぱりこう、この間、タブレットですね、再生困難いうとこをクリックして、全部やりましたけども、農地としてある間は、もっと農業委員会として考えないかんのかなと私思つたんですけども。

●事務局長（谷本孝二君）

重課税制度の話を追記させてもらつたらいいですか。（2）番のところ。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

ただ、難しいんだね。旧市街の辺りと山手の方の耕作をちょっと違うでしょ。その辺りがちょっとこう、難しい部分はあるんですよね。それと地域環境によって。

●事務局長（谷本孝二君）

これ基本的に農林水産課の方にご回答いただいている内容なんで、重課税の方につきましては、事務局サイドで税務課長なりに、委員会としてこういう意見がありますよっていうことで、口頭でお伝えさせてもらうような形をとらしてもらいましょうか。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

そうですね。ちょっとそういうふうに、やっぱり迷惑かけているということを、地権者にも分かってもらうということをしないといけないのかなと思っております。わかりました。それでお願

いします。

●会長（松永哲夫君）

今、山口委員さんがおっしゃったことで、実はこの意見書取りまとめまして来月の定例総会後に、市長に要望いたします。その際、この文面とは別に口頭で、今おっしゃったようなことも含めて、市長の方に私から十分にお話したいと思っておりますので、ちょっとご理解ください。

●会長（松永哲夫君）

あと他に何かご意見ございませんでしょうか。今提案しておりますのは、ちょっと申し上げましたが、皆さんのご了解をいただきましたら、来月の定例総会後に私と副会長の3人で、市長と議長に、議長は不在のようですが、市長の方に対して要望させていただきたいと思っております。それと文面とは別に、懇談の場でそういった内容のこともお示ししたいと思っております。市長は、農林関係にご理解いただいておりますんで、対応できるところはもうしていただいております。それとあわせて、追加資料の中の農政情報というものございますが、この農政情報の中で、一面に、先月の8月28日ですけども、県の農業会議が、同様な県下の要望書を取りまとめて、これは県の農政水産部の部長、次長、関係課長の約10人ぐらいが並んだところで要望いたしました。その席に私も中讃地区の代表として、出席させていただきまして、いろんな意見を述べさせていただきました。内容的には県域の問題ですので、丸亀市の要望も取り込んでおりますけれども、他の地域、東讃から小豆島から、三豊から含めた皆さんのお意見を集約したものをお望いしております。要望の内容はまたご覧いただいたらいいと思うんですけども、もちろん丸亀市も該当するものもたくさんございますし、地域の事情の分もございます。これについては、農政水産部長の方からその場で回答いただける部分はあったんですが、それ以外については施策の中で展開を図るという回答をいただいております。要望とは別にいろんな懇談の場で、今、山口委員さんおっしゃったような個々の問題もその場で申し上げております。細かい事例もあるようですが、それは行政の施策の中で予算化とか考えていきたいという返答もいただいております。細かい点はここにも載っておりませんけれども、大まかな要望は、県の農業会議の高松の会長でもあります三笠会長、それから関係の農業委員会の会長のもとにお話しました。結果的に、これまでの知事の方もいくと思います。今回の議案に載せておりますのは、この丸亀版でござい

まして、丸亀市の皆さんの要望を取りまとめたものを、来月の定例総会後に市長の方に要望するということでございますので、ご理解をいただけたらと思います。あと何か特に今の丸亀版の要望として言うとつてもらわないと困るものがありましたら、またおっしゃっていただけたらと思いますけど何かございませんか。

●会長（松永哲夫君）

そしたら、ご意見もないようですので、異議のないものといたしまして、来月要望させていただきます。その他議題ございますか。それでは、報告連絡事項に移ります。報告1番の定例農家相談会の開催結果について報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。前回の農家相談開催結果についてご報告をさせていただきます。飯山市民総合センター開催分は8月27日火曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は9月5日木曜日 和泉委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は9月10日火曜日 小松委員さんで、それぞれ午前9時から11時の間で受け付けを行いましたが相談はございませんでした。次回の農家相談の開催予定についてお知らせをいたします。飯山市民総合センター開催分は9月27日金曜日 尾崎委員さんで、市役所本庁開催分は10月7日月曜日 富田委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は10月10日木曜日 竹内副会長の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受け付けとなっております。農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席をいただけたらと思います。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼をいたします。土地に関する議題でございます。議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について、議案第48号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、議案第49号 非農地証明願いについて、議案第50号 農地改良に係る届け出について、議案第51号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定によるこの件について、以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくお願ひします。議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は11件です。

1番 今津町・・・合計面積 397.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されております。

2番 本島町尻浜・・・合計面積 466.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で、低生産な当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

3番 飯野町東二・・・合計面積 75.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

2ページにかけてになります。

4番 垂水町・・・合計面積 2,697.61 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、麦を作付けする計画が提出されております。

5 番 広島町江の浦・・・合計面積 75.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

6 番 飯野町東二・・・合計面積 395.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

7 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,546.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、後継者である譲受人へ生前贈与を行うものです。申請地で麦を作付する計画が提出されております。

3 ページにかけてになります。

8 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 4,529.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹、野菜を作付する計画が提出されております。

9 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 5,803.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付する計画が提出されております。

4 ページにかけてになります。

10 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 6,424.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、後継者である譲受人へ生前一括贈与を行うものです。申請地で麦を作付する計画が提出されております。

11 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 3,708.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹、野菜を作付する計画が提出されております。

以上 11 件。申請があつた案件につきましては、審査基準のうち、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供される農地のすべてを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺

地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、すべてを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項に該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

●農業委員（竹田久義君）

9番の案件ですけども、●●さんが受け手として経営規模拡大で、●●さんの農地を買うという案件ですけども、●●委員さん、この●●町の●●ってどんな経営をされているのかご存じないですか。

●事務局長（谷本孝二君）

●●委員さんに代わって説明しますが、受け手の●●さんは、アスパラとかしています。推進委員の●●委員さんのご自宅の近くで。実際、●●町の住所になっていますけど、田んぼは、飯山とか綾歌あります。

●農業委員（竹田久義君）

そうですか。耕作するのに、ちょっと不便な農地なもんでね、それをこの●●さんが、納得して買われるんかなという部分があるもんで、それはどんな状況か。事務局長。わかりますか。要するに段差があるんですけど。

●事務局長（谷本孝二君）

実際、●●川の横で段差があるのも知っていますし、実際、買われる方も現地を見られていますので、その辺もご理解の上、購入されるということで、実際、竹田委員さんご承知のように、●●さんも困っている話なんで、誰かが管理していかないといけない。今までも、近くの認定農業者の方が麦とかされていましたので、そんなにひどい荒れ方もしていませんので、基本的に認定農業者でもありますし、今からアスパラとか野菜と増やしていこうっていう方なんで、大丈夫か

と思います。

●農業委員（竹田久義君）

はい。ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

どうぞ。

●農業委員（大西貴久君）

1番のところなんんですけど、新規就農で麦をされるということだったんですけど、4畝弱。大方4畝で麦となると、ちょっと少なすぎるかなと思うんですが、他の農地とかって、結構集めたりしている方なんですか。わかりますか。

●事務局員（佐々木武志君）

今のところ他の農地を集めているという情報は持ち合わせてないです。

●農業委員（大西貴久君）

麦されるのですかね。

●事務局員（佐々木武志君）

そうですね申請の計画では麦っていう、提出をされてます。

●農業委員（大西貴久君）

新規就農なんで。どうするのかなと思って。わかりました。ありがとうございます。

●会長（松永哲夫君）

今は他にも農地をお持ちの方ということですかね。

●事務局員（佐々木武志君）

今、先ほど申した通り、先ほど申し上げたんすけど、譲受人今のところ所有はしてないです。また、借りているところもない状況です。

●事務局長（谷本孝二君）

新規就農って書いているのが、最近多いのが家庭菜園的に、この人もそうなんですが自家用のなんかされるために麦をされるということでご理解いただいて、面積少ない田んぼを近所の方ちょっとここは離れてますが、よく2畝とか3畝とか今下限面積の撤廃後、結構申請が出てきています。その方の普通の新規就農いうんじゃなくて、今までされてないんで、新規就農っていう形で書かせていただいているが、基本的にはもう家庭用のっていうことでご理解をいただけたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

よろしいですか。他に何かご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

他に特ないようですので採決いたします。議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から11番の各案件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議ないようですので、議案第44号 農地法第3条許可申請11件は、原案の通り許可することに決定いたします。次に議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。5ページをお開きください。議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。案件は1件です。

1番 中津町・・・合計面積 751.45 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 545.45 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 50 年ごろ造成し、現在まで進入路、物置として隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 6 年 5 月に農振除外申請がされております。また農地法上第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 1 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番の案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 件は、原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。次に議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。6ページをお開きください。議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、でございます。9番が取り下げになりましたので、案件は合わせて8件です。

1番 柚原町・・・合計面積4,615.00m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗兼駐車場の建築整備などを図るもので、申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになりますが、

2番 川西町南・・・合計面積8,327.90m<sup>2</sup>（内併せ利用地3,416.90m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗1棟の建築整備などを図るもので、申請地は、農用地区域内農地ですが、令和6年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番 土器町西一丁目・・・合計面積319.00m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るもので、申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番 綾歌町岡田下・・・合計面積1,453.00m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになりますが、

5番 飯山町下法軍寺・・・合計面積4,086.30m<sup>2</sup>（内併せ利用地30.30m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅11棟の建築整備を図るもので、申請地は、農用地区域内農地ですが、令和6年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 飯山町下法軍寺・・・合計面積1,175.00m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、申請番号5番の建築整備に必要な仮設道の造成整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分され、令和7年10月末までの

一時転用のため、転用できるものと考えます。

7ページにかけてになりますが、

7番 飯山町川原・・・合計面積 4,355.65 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 617.65 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るもので

申請地は第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

8番 飯山町川原・・・合計面積 1,383.55 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 896.55 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、平成22年頃に造成し、駐車場や従業員休憩室として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によつて、無断転用の解消を図り、賃貸借権の権利設定を行い引き続き宅地として利用するもので

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

9番は取り下げとなりました。以上8件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る當農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていくことから問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議ございませんか。そしたらちょっと私の方から意見だけ申し上げたいと思います。今回取り下げになりました案件につきましては、ちょうど私の地域でございましたから、私と推進委員さんとで現場確認したんですが、書類上は十分に整っておったんですが、山林化した畠を削つて、桃を植えるというような格好の計画で上がってまいりました。それに対していろんな書面書類揃っておったんですが、近隣に墓地がございまして、近隣の墓地の方が十分にその事業をご存じなかつて、周辺への説明がないかという申し出ございました。そういう中で先般、開発業者の方が説明したそうでございますが、十分にご理解を得ず、ちょっと今持ち越しなっておるよう

でございます。その関係で私もその現地を立会したんですが、工事をするので大きな10トン車両が進入するとか、いうようなところに耐えうるような場所でないところもございまして、十分にお話したんですが、印も揃っている、十分理解を得られていると当初はお話だったんですが、近隣の方の同意が十分に得られなかつて、ちょっと持ち越しとなつておるようでございます。ただ、これ中止かどうかわかりません。皆さんのご理解を得て再申請にくると思いますけど、そういったときにはまた審議に上げたいと思います。農業委員さん、推進委員さんの皆さん、時々おっしゃるんですが、我々は申請が出ている現地に確認に行って、印を押すだけかというようなお話もございますが、やはり皆さん目で見てご覧いただいて、書類が整っていたとしても、やっぱり現状の中で、問題点があるところは十分ご意見をおっしゃっていただいた方がいいと思います。そうしないと、また後々、工事途中でありますとか、完成後にいろいろな苦情が出てきた時に、農業委員会で許可取っているということが出てまいりますので、そういったことは、皆さんの現地確認の際に十分にお話いただけたらと思います。そういったことで地元の開発業者さんも十分配慮していただけだと思ひます。特に今、問題は飯山、綾歌あたりですと、いわゆるもう山林化した畠がたくさんございまして、そこを開発して畠の形状を直すとか、土を取るとかという案件が増えております。そういった中での進入路の問題とか、地権者の同意とか多々発生をいたしますので、ちょっとその際には、ご意見を聴取していただいて、皆さんのお声を反映させていただけたらと思います。書類上の不備はないんですが、そういったことで、取り下げについても地元の了解をもらったようでございます。その場所については、20年ほど前に土砂が流れたとか、先日の大雨のときには土が流れたということがございましたんで、その辺のことも配慮して、今回申し入れまして、とりあえず待ったがかかるております。そんな状況ですので、ちょっと取り下げております。あとまた出てくるかもわかりません。それからもう1点、これも私の地元の案件ですが、7番の案件で開発業者さんが、実は昨日ですけども、地元の飯山町土地改良区の緊急役員会がございまして、いわゆる開発業者さんが、一部の土地を町の土地改良区で、受け取ってくれないか、寄付するので受け取ってくれんかというお話ございました。それで私も自分の地区なので、現地の確認もしておったんですが、業者と話をしまして、今ちょっと待ったをかけております。ただ転用そのものは変わりございませんので、利用計画の内容として、ちょっと寄付したいという意向を業者の方が思つておるようですが、こちらの方として受け取れないとい

う案もございましたので、どういうことかまた確認した上で報告をさせていただいたらと思います。転用については、特に問題ございません。そういう状況がありましたことをご報告させていただきます。私の方からは以上です。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見ございませんか。せっかくですので、そういう問題があれば、どんどんおっしゃっていただいたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

そしたらもうないようですので採決をいたします。議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から8番までの8件の各案件を、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請8件は、原案の通り許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。10ページをお開きください。議案第47号 農用地利用集積計画の決定について、でございます。10ページから28ページにかけて記載しております。申請件数は合わせて33件、筆数が77筆、面積が78,386.00m<sup>2</sup>となっております。詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしていることから問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について、33件の各案件につきましては原案の通り処理していくことといたします。それでは続きまして、議案48号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。続いて29ページをお開きください。議案第48号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農業委員会総会へ意見聴取するものです。29ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付でございます。促進計画案としては要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。以上、ご審議をよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明終わりましたが、ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議ないようですので、議案第48号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案の通り、処理していくといたします。それでは続きまして、議案49号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。30ページをお開きください。議案第49号 非農地証明願についてでございます。案件は1件です。

1番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,758.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この申請地は、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上1件。丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えます。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議がないようですので、議案第49号 非農地証明願について、整理番号1番の案件につきましては、原案通り処理していくといたします。次に議案第50号 農地改良に係る届出についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。31ページをお開きください。議案第50号 農地改良に係る届出について、でございます。案件は1件です。

1番 綾歌町岡田東・・・合計面積 3,304.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、当該地で麦、野菜を栽培するにあたって、作業能率の向上並びに耕作利便性を高めるため、盛土最大約2.7mをし、農地造成を図るもので。

以上ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議もないようですので、議案第50号 農地改良に係る届出について、整理番号1番の案件につきましては、原案の通りしていくことといたします。次に議案第51号 許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。32 ページをお開きください。議案第 51 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 4 件です。

33 ページにかけてになります。

**1 番 田村町・・・合計面積 7,509.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】**

この案件は、令和 5 年 1 月 20 日 分譲店舗 1 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 1 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

**2 番 川西町北・・・合計面積 4,565.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】**

この案件は、令和 6 年 6 月 7 日 分譲住宅 14 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、分譲住宅を特定建築条件付き売買予定地住宅とするため事業計画を変更したいとの申請がありました。34 ページをお開きください。

**3 番 郡家町・・・合計面積 7,494.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】**

この案件は、平成 29 年 9 月 15 日 分譲住宅 29 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。35 ページをお開きください。

**4 番 飯野町東二・・・合計面積 4,999.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】**

この案件は、令和 2 年 4 月 10 日 展示用住宅 9 棟などの建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

**●会長（松永哲夫君）**

ただいまの説明に対しまして、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

**●農業利用最適化推進委員（宮武俊博君）**

2 番の案件の特定建築条件付売買予定地に変更するところを教えてください。

**●事務局次長（大西良明）**

2ヶ月ぐらい前の総会ですかね、その特定建築売買付予定地とは何ぞやというような質問があったと思うんですけれども、説明をいたしますと、団地化された住宅の転用のパターンとして、これまで2つのパターンがありました。特定建築ができるまでは、宅地分譲と分譲住宅というのがありました。宅地分譲というのは、主に用途区域ですね、第3種農地に家を建てずに区画だけ整備する工事で、これは用途区域のみ認められていると。これに対しまして分譲住宅というのは、基本的に農業振興地域の第2種農地において、団地化した住宅を整備しようとしたときに、いわゆる、建売住宅として転用事業者が宅地を造成し住宅を建築した上で住宅と土地とセットにして売却するというのが、分譲住宅と一般に言われているものですね。

これに対しまして、特定建築条件付売買予定地というのは、分譲住宅の発展系と申しますか、定義を前回申し上げたと思うんですけど、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、転用事業者又は事業者の指定する建築業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を提出すること、又、一定期間内に建築請負契約を提出しなかった場合に、売買契約は解除されるという契約であること。販売できなかったときは、転用事業者がみずから住宅を建築して売買することということですね、大きな違いが、分譲住宅いわゆる建売はハウスメーカーが建てた住宅を販売するということなんですけれども、特定建築の場合は区画割りされた土地を買ってお客様が選んだハウスメーカーと好みのデザイン、間取りなどを相談して、住宅を建てることができるようになったこと、いわゆる売建て住宅という、土地が売れ残ったら転用事業者が住宅を建てて、建売住宅として販売するという条件がついているということで、分譲住宅の転用許可を受けて売れ残りのやつ、いつまでも家が建たないということがありまして、事業計画の変更で工期を1年2年延長するという申請がたくさんあったと思うんですけども、こういうふうに、お客様が好きなハウスメーカーと契約できることによって、そういう売れ残りが少なくなるんではないかというメリットが、この特定建築条件付売買予定地にあるということでございます。ちょっと説明が下手で申しわけないんですが、分譲住宅と特定建築の違いはそういうことでご理解いただけたらと思います。

●農業利用最適化推進委員（宮武俊博君）

はい。わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

他にご意見もないようですので、議案、第 51 号許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 4 番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することいたします。それでは報告事項に入ります。報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明）

はい。36 ページをお開きください。報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、でございます。報告は 3 件です。

1 番 飯野町東二・・・合計面積 999.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 6 月 17 日 相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

37 ページにかけてになります、

2 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 5,921.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 1 月 24 日 相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

3 番 飯山町安川・・・合計面積 1,568.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 5 月 4 日 相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特ないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、9月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

(午前10時40分終了)